（車両後退通報装置）

第67条の6　車両後退通報装置の通報音発生装置の音色、音量等に関し、保安基準第43条の10第2項の告示で定める基準は、協定規則第165号の規則6.に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第165号の規則6.5.（6.5.6.を除く。）及び6.6.に適合するものであればよい。

２　車両後退通報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の10第3項の告示で定める基準は、協定規則第165号の規則14.（14.4.1.1.、14.5.1.1.及び14.6を除く。）に定める基準とする。ただし、協定規則第165号の規則2.1.2.、2.1.3.及び2.1.4.に定める機能並びに規則2.3.に定める性能を有さないものはこの基準に適合しないものとする。

３　法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合であって、前2項の規定に適合した車両後退通報装置に加えて音声信号を用いる車両後退通報装置を備える場合にあっては、当該車両後退通報装置は、前2項の規定にかかわらず、次の各号全てに適合するものであればよい。

一　音声信号の長さは2.5秒以内であり、かつ、音声信号の長さは、通報音と音声信号からなる1周期の半分以下であること。

二　音声信号は通報音の無音パート時に発すること。

三　音声信号の音の大きさは、自動車の後方1mの位置において77dB以上112dB以下であること。

四　音声信号によるメッセージ内容は自動車が後退することを歩行者等に注意喚起するものであること。

五　音声信号の音の大きさが第3号に規定する範囲内にないおそれがあるときは、音量計を用いて別添128「車両後退通報装置の通報音の測定方法」により測定するものとする。

六　車両後退通報装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端の間に取り付けられていること。